

平成19年10月5日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理 事 長 清 水 巖 様

郵便事業株式会社
国内営業統括本部 郵便事業本部
切手・葉書部長 野村 晴一

拝啓 秋冷の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、郵便事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本郵政公社総裁あてに頂戴いたしましたお手紙につきまして、日本郵政公社から、郵便切手・葉書の発行を継承し、その担当をしております私より回答申し上げます。

「汚染・き損の切手」の取扱いについて回答させていただきます。

「汚染し、若しくはき損された郵便切手が消印によって汚損し又はき損したもの」について、交換を一切認めない根拠は、消印以外によって汚染若しくはき損された郵便切手が他の理由によって、汚染若しくはき損した事例を全て整理するのは困難であるため、郵便法第35条において「汚染し、若しくはき損された郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損された郵便葉書若しくは郵便書簡はこれを無効とする。」と定めているものと認識しています。

次に、「消印によって汚染し又はき損したもの」ではないと明らかに判断できる郵便切手を所有する人は、郵便役務の提供を受けないことが消費者契約法第10条に違反しないと考える理由は、郵便切手が貼られた郵便物を受取人に届ける義務は、郵便事業株式会社にはありますが、郵便物に貼られた切手は汚損し若しくはき損されていない切手としているので、消費者の権利を制限するものではありません。

また、郵便法第35条が日本国憲法第29条「財産権は、これを侵してはならない。」に抵触するかについては、お客様に切手を販売した時点で、お客様は郵便サービスの提供を受ける権利を有しますが、自らの行為により、切手を汚染若しくは、き損させたことにより、郵便サービスの提供を受けられなかったとしても財産権を犯したことにはなりません。

最後に、郵便切手の汚損し又はき損した例を示されて、その見解を求められておりますが、①から⑦の切手については、料額印面の汚染またはき損に該当するため、使用できません。

なお、郵便法第35条の解釈権限は、総務省がもっておりますので、今後は、郵便法第35条の解釈についてのご質問がある場合は、総務省へ問合せをお願いいたします。

今後ともお客様の視点に立った郵便サービスの提供に努めてまいりますが、お気づきの点がございましたらご意見を賜りますとともに、引き続き郵便局をご愛顧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴台今後益々のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具